

岡山県家畜受精卵生産等契約約款

第1章 総則

(目的)

第1条 この約款は、家畜受精卵（以下「受精卵」という。）の取り扱いを明確にすることにより、家畜遺伝資源の保護及び家畜改良増殖を推進することを目的とする。この約款に基づく受精卵は、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第一項に規定する特定家畜人工授精用精液等に該当するものとする。

第2章 受精卵の生産・所有権

(受精卵の生産)

第2条 岡山県は前条の目的を達成するため、依頼により受精卵を生産する。

(受精卵の所有権)

第3条 岡山県が依頼を受けて生産した受精卵の所有権は全て供卵牛の所有者（以下「所有者」という。）に帰属する。

(受精卵の利用)

第4条 所有者は生産した受精卵を日本国外で利用してはならず、また、国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産以外の目的のために利用してはならない。

(受精卵の譲渡)

第5条 所有者は生産した受精卵を第三者に譲渡するとき、家畜改良増殖法等の関連法令を遵守し、第三者にも法令遵守を義務付けなければならない。

第3章 受精卵の管理

(受精卵の保管)

第6条 岡山県は第1条の目的を達成するため、所有者の申請により、一時的に受精卵を生産した家畜人工授精所で保管することができる。

(受精卵の品質管理)

第7条 岡山県は所有者の受精卵を適切な状態で保管し、管理を行うものとする。

(受精卵の保管期間)

第8条 岡山県が所有者の受精卵を一時的に保管する期限は、凍結実施日から1年間を目安とする。所有者は申請を行うことで、保管期間を延長できるものとする。

(受精卵の廃棄)

第9条 岡山県は以下の事象が生じた場合、所有者の受精卵を廃棄することができる。

- ・所有者から廃棄の申し出があった場合
- ・保管期間の延長申請が行われないまま、保管期間が満了した場合

(受精卵の免責)

第10条 岡山県は自己が所有すると同一の注意をもって保有するものとし、県の責めに帰することができない事由によって、所有者の受精卵が損傷・滅失した場合は責任を負わないものとする。

第4章 事務手続

(同意書の提出)

第11条 所有者は上記の条文に同意する場合は、別記様式1に定める同意書を岡山県に提出しなければならない。

(保管期間の延長申請)

第12条 所有者は保管期間が経過する前に、別記様式2に定める保管期間延長申請書を岡山県に提出することで、1年間の保管期間を延長できるものとする。

(本約款の変更)

第13条 岡山県が必要と判断した場合には、所有者に個別の通知をすることなく本約款を変更することができる。本約款の変更後、岡山県畜産課ホームページにより公表、周知する。

附 則

本約款は、令和8年9月14日から施行する。